

株主リストとは？

前回登場した株主名簿に類似したものではありませんが、平成28年10月1日以降の株式会社（特例有限会社を含む）・投資法人・特定目的会社の登記の申請に当たっては、添付書面として、株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面、いわゆる「株主リスト」が必要となりました（商業登記規則61条2項・3項、投資法人登記規則3条、特定目的会社登記規則3条）。

これは、虚偽の登記申請がなされることを防止し、商業登記の真実性の担保を図るためとされています。

○株主リストの添付が必要となる場合

1. 登記すべき事項につき株主総会の決議（種類株主総会の決議）を要する場合 ※
2. 登記すべき事項につき株主全員の同意（種類株主全員の同意）を要する場合

※登記事項につき、株主総会決議を省略する場合（会社法第319条1項）にも、株主リストの添付が必要です。

→ 役員変更、商号・目的変更や解散等の登記を行う時に添付が必要になります。

株主リストの内容・記載事項

1. 登記すべき事項につき株主総会の決議を要する場合

- ・議決権数上位10名の株主
 - ・議決権割合が2/3に達するまでの株主
- いずれか少ない方の株主について、次の事項を記載した書面
- (1) 株主の氏名又は名称
 - (2) 住所
 - (3) 株式数（種類株式発行会社は、種類株式の種類及び数）
 - (4) 議決権数
 - (5) 議決権数割合

2. 登記すべき事項につき株主全員の同意を要する場合

- (1) 株主の氏名又は名称
- (2) 住所
- (3) 株式数（種類株式発行会社は、種類株式の種類及び数）
- (4) 議決権数

○株主リストの作成上の注意点

- ・議案ごとに作成する必要があります。
- ・登記に関係のない議案の株主リストは必要ありません。
- ・株主名簿を登記の申請書に添付しても、記載内容が異なるため、株主リストの添付を不要とすることはできません。
- ・平成28年10月1日以前に、株主総会が行われた場合であっても、平成28年10月1日以降に登記の申請するときは、株主リストの添付が必要になります。

【株主リストのイメージ】 ※株主リストの作成については司法書士にご相談下さい。

証 明 書

次の対象に関する商業登記規則 6 1 条 2 項又は 3 項の株主は次のとおりであることを証明する。

対象	株主総会等又は 総株主の同意等の別	株主総会
	上記の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	上記のうちの議案	第〇号議案

	氏名又は名称	住所	株式数 (株)	議決権数	議決権数 の割合
1	今北洋行	札幌市中央区大通西 1 3 丁目 4 番地	1 0 0	1 0 0	1 0 0 . 0 %
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
1 0					
			合計	1 0 0	1 0 0 . 0 %
			総議決権数	1 0 0	

証明書作成年月日
商 号
証明書作成者

平成〇〇年〇〇月〇〇日
今北産業株式会社
代表取締役 今北 洋行

登記所届出印

